

〈翻訳〉

「待機状態の生活」

— スペインにおける「同伴者のいない未成年移民」の
生活の質に非正規滞在と正規性の追求が及ぼす影響 —

“A Life on Standby”:

The Effects of Irregular Status and the Pursuit of Regularity on the
Quality of Life of Unaccompanied Minors in Spain

ザカリア・サジール／ラファエル・ルイス・アンドレス／
ヨアン・モリネロ・ジェルボー 著
上野 貴彦 石灘 早紀 訳

by SAJIR Zakaria, RUIZ-ANDRÉS Rafael
and MOLINERO-GERBEAU Yoan
Translated by UENO Takahiko, ISHINADA Saki

要旨

本稿はスペインの事例を用いて、同伴者のいない未成年移民 (Unaccompanied Minors: UAM) の非正規滞在与、かれらの生活の質との相互関係について論じる。具体的には、リエイダ県 (カタルーニャ州) のサン・ジュアン・ダ・デウ・テラス・ダ・リエイダ移民収容施設で行った質的調査 (UAM と 12 回、スペイン人および未成年移民との 2 回のフォーカスグループ・インタビュー、社会教育者や心理学者といった主要な関係者との 9 回の詳細なインタビュー) にもとづき、未成年移民の法的地位と社会的状況が、かれらの将来への期待と受け入れ社会への統合にどのように直接の影響を及ぼすかを分析した。かれらは、正規滞在に向けた過程として収容施設に滞在する過程で、希望や夢が無期限に先延ばしにされる「待機状態」の生活を送る。そのことが、スペイン人の同世代の若者との間の亀裂を生み、結果的に、より良い生活を求めて移住したはずの未成年移民の生活の質に、短期的にも長期的にも悪影響を及ぼしていることが明らかになった。

訳者解題

本稿と著者の概要

本稿は、ルーマニアの「生活の質研究所 (Institutul de Cercetare a Calității Vieții, ICCV)」が刊行する学術誌『生活の質 (Calitatea Vieții)』に掲載された論文 [Sajir, Zakaria., Rafael-Ruiz, Andrés., and Molinero-Gerbeau, Yoan. 2022. “A Life on Standby”: The Effects of Irregular Status and the Pursuit of Regularity on the Quality of Life of

Unaccompanied Minors in Spain. *Calitatea Vieții*, 33(2), 126-146. <https://doi.org/10.46841/RCV.2022.02.04>] の日本語訳である (日本語タイトルは訳者による)。

本稿の著者3名のうち、ザカリア・サジール氏とヨアン・モリネロ・ジェルボー氏の研究に関しては、以前に訳者(上野)が日本語訳した2つの論文の訳者解説を参照された(Molinero-Gerbeau 2019=2023; Sajir, Molinero-Gerbeau and Avallone 2022=2024)。ラファエル・ルイス・アンドレス氏は、マドリード・コンプルテンセ大学宗教科学研究所の研究員で、20世紀後半以降のスペイン社会における世俗化のあり方などについての歴史社会学的研究を展開するとともに、宗教間対話に関する複数の研究プロジェクトに加わってきた。本稿のほかにも、新型コロナウイルス(COVID-19)のパンデミック下にスペインのインターネット空間で広がった、イスラム教嫌悪と結びついたデマを質的に分析し、17類型に整理した論考を、ザカリア・サジール氏とともに発表している(Andrés and Sajir 2023、スペインにおけるコロナ禍と移住者に関して、上野 2020a; Sajir et al. 2022=2024も参照)。

南欧社会と「同伴者のいない未成年移民」

本稿が目にするのは、とりわけ20世紀末以降、紛争や暴力、貧困などを逃れて移動する人々のなかでも特に脆弱な立場に置かれた存在として世界的に注目されるようになった、保護者や家族を伴わない移住者としての、「同伴者のいない未成年移民(Unaccompanied Minors: UAM)」である。それまで未成年者は、独自の意思で自発的に国境を越えることの難しい「移動性の落伍者」とみなされがちであり、出生国から脱出する例外的な手段としての国際養子縁組制度にかんする研究や政策論議の蓄積とは対照的に、(グローバル・サウスの難民キャンプには多くの単身未成年者がいるにもかかわらず)かれらの単身越境は等閑に付されてきた(cf. 柄谷 2016: 第4章)。ところが1990年代以降、子どもの権利条約の国連採択(1989年)と締結国の増加を一つの契機に、子どもの基本的人権を国際的に保障する機運が高まった。国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)が1993年に定めた子どもの難民に関する行動指針(EC/SCP/82)においても、難民のなかでも、とりわけ同伴者のいない未成年者に特別の保護とケアを提供する必要があることが強調されている。また同時期には、冷戦体制の崩壊を背景とするユーゴスラヴィアやアルバニアにおける混乱のなか、単身でイタリアやギリシャなどを目指す未成年移民の存在が顕在化した。かれらは極めて脆弱な立場に置かれるなかで、組織犯罪に巻き込まれ、またそれに加担するリスクを抱える可能性が他の移住者より高いとされるだけでなく、主流社会がかれらを「犯罪者」としてスティグマ化することが更なる排除につながり、生活と法的地位の安定化がより困難になる悪循環に陥る場合が多い(Plan 2023のほか、ギリシャの事例に関して Papadopoulos 2023を参照)。訳者(上野)のバルセロナ郊外における調査においても、脆弱な立場に置かれた移住者を対象とする社会教育が、1990年代に本格化したUAMへの支援を通じて制度化したことが明らかになっている(上野 2020b: 72)。

UAMの存在は1990年代から局地的には知られてきたが、地中海国境の管理厳格化がすすんだ2000年代、逆説的にも、よりよい生活を求めて出生国から欧州をめざすUAMの数が増加した。そのなかで、「優先的な庇護対象」となる未成年者でありながら、「望まれない移民」にも位置付けられがちなかれらをめぐる社会的な葛藤が表面化するように

なった。特に2010年代以降、スペインのみならずイタリアやフランスでも、UAMの処遇が移民政策をめぐる一大争点となるのみならず（芦田 2024; 奈良 2024）、ルイ＝ジュリアン・プティ監督『ウィ、シェフ!』やダルデンヌ兄弟監督『トリとロキタ』（ともに2022年公開）のような映画作品の題材にも取り上げられるようになってきた。スペインに関していえば、前近代からの歴史的記憶や近代の植民地戦争などの複合要因を通じて形成されてきた、イスラム教徒やアフリカ出身者、とりわけ「モロッコ人」に対する排外主義的な言説を、2010年代に入ってから伸長してきた極右政治勢力が利用するなかで（cf. 池北 2019）、かれらと深く関連したネガティブな象徴的存在としてのUAMが最大の攻撃対象とされ、そうした状況はコロナ禍において深刻化した。なお、地中海国境としばしば比較される米墨国境においても、エルサルバドルなど中米諸国から米国を目指す未成年単身移民の数が2010年代以降に増加し、またそのことが移民・国境政策をめぐる米国内の論争のなかで政治化されている（Galli 2023）。

グローバルな課題のひとつとなったUAM受け入れに関して、スペインの国家と地方政府の事例は一方において、UAMを主対象とする移民法改正を実施するなど、新たな包摂のモデルを積極的に模索している点で興味深い。スペインの事例は他方で、UAMに対する包摂と排除のあり方を構造的に規定する、スペイン国民国家の形成に関わる歴史的諸問題や、欧州統合の矛盾をも浮き彫りにする。例えば、多くのUAMの移住経験と関係する、アフリカ大陸に保有する飛び地（セウタとメリリャ）を含む地中海沿岸地域における国境管理のポリティクスが必然的に生み出す移住・滞在の非正規性（cf. 石灘 2022; 2024）は、スペインの欧州統合過程への合流と、シェンゲン条約に象徴される欧州域内自由移動の確立の複雑な連関が生み出してきたものである（小井土 2017; Abril and Spottorno 2017=2019）。また、各自治州間での未成年者保護に関する政策枠組みの不一致も、欧州共通通貨であるユーロの導入に向けた財政規律化や地域（リージョン）主体の経済進行政策と連動しつつ、中道右派アスナール政権下で始まった1990年代後半からの分権改革とともに顕在化した現象である（永田 2016; 2019）。

こうしたアンビバレントな状況下で、非正規移民としてのUAMにとって、正規化は依然として大きなハードルでありつづける。その困難がもたらす「待機状態の生活」が、同年代の若者との比較のなかでの相対的剥奪を深刻化しうることを事例研究を通じて示唆した点は、本論の大きな成果であるといえる。

本稿の成果と課題——送り出し国モロッコの視点から

上述のように、スペインをはじめとする南欧諸国において最も論争的なテーマのひとつとなったUAMの受け入れについて、事例研究にもとづくマイクロレベルから問題提起を行う本稿には高い参照価値が認められる。それでもあえて本稿の限界を指摘するならば、UAMを送り出す、地中海の南側に位置する地域における若者を取り巻く状況についての考察が不足している点が挙げられる。そこでここでは、スペインにおけるUAMの受け入れ問題と不可分な、モロッコをめぐる状況について補足する。

本稿で論じられているスペインのUAMは、中東・北アフリカやサハラ以南アフリカ諸国など多様性があるものの、国籍として最も多いのはモロッコである。モロッコは歴史的に、旧宗主国であるフランスやスペインを中心に正規／非正規に移民を送り出していた

が、1990年代にモロッコ人 UAM の問題が顕在化した (Khachani 2010)。この背景として挙げられるのは、スペインと近接しているという地理的要因はもちろんのこと、貧しい家庭環境やそれに伴う就学率の低さなど、モロッコにおける地域間格差や社会階級の差といった社会的要因であった (Lahrech 2022)。

スペインは 2018 年に、UAM の入国数の大幅な増加を経験する。本稿の調査が行われたカタルーニャ州でも、同年の UAM の入国数の 8 割近くをモロッコ人が占めていた。2018 年は、前年にリビア・イタリア間で非正規移民に関する合意が締結されたことを受け、モロッコ・スペインを経由する地中海西ルートでの人の移動が増加した年でもある。モロッコでは、ヒラク・リーフ運動に対する政治的弾圧 (政治の腐敗や独裁に対してデモを行っていた指導者が逮捕され、20 年の実刑判決が言い渡された) が起こった 2017 年ごろを境に、若者を含むモロッコ人が泳いでスペインの飛び地を目指そうとする試みが増加した。こうした若者のなかには、未成年者も含まれている (Lemaizi 2019; Association Marocaine des Droits Humains 2023)。

モロッコでは、幼いころから移住を検討する子どもがいる傾向がある (Khachani 2010)。経済的理由や教育機会といった動機のもと多くのモロッコ人が「たとえ必要な書類を持っていなくても」移住することを検討しているなか (Arab Barometer 2024)、未成年者の移民数も増加している。スペインにおける UAM の受入数は、あくまで越境それ自体に「成功」した未成年者の人数であり、その過程で命を落としたり、行方不明になったりした子どもも少なくない。

UAM の移住に関して特徴的なのが、SNS の影響である。動画共有アプリの TikTok などの SNS では、越境の過程やスペインでの生活など、すでにスペインに渡ったモロッコ人の「成功」が動画で共有されている。SNS で可視化された「成功」はほかの子どもにとってのプル要因にもなり、こうした「成功」を夢見て、自ら移住を志向し UAM となる子どももいる (Zoubeidi 2023; El Kanabi 2024)。また、スペインにおいて未成年者に対する配慮があり、正規化の道も開かれていることが、子どもに移住を志向させる要因となっているとの指摘もある (Khetou 2024)。本稿で指摘されているように、モロッコを出発する UAM は、社会・経済的な停滞や政治的な問題を抱える自国を離れ、正規化の可能性もあるスペインで、より良い生活を送るという希望を抱いているのである。

欧州における移民受け入れの「危機」をめぐる言説は日本においても頻繁に紹介されているが、本稿のような実証研究の成果や、ここで補足したような広域的かつ越境的な諸要因は考慮されていない場合がほとんどである。これらを踏まえた、人の移動や人権保障に関連したグローバル・イシューの、より精緻な分析が求められているといえる。

キーワード：

同伴者のいない未成年移民 (UAM)、子どもの移民、非正規滞在、スペイン、収容施設

はじめに

「同伴者のいない未成年者」(以下、UAM)とは、EU 指令 2011/95 第 2 条の定義によれば、法律または当該 EU 加盟国の慣行にもとづく責任を負った成人に同伴されずに、EU 加盟国の領土に到達した 18 歳未満の子どもの指す。そして、前述したような成人の保護下に

ない、あるいはEU加盟国の領土に入国したのちに同伴者不在のまま放置されている限り、かれらはUAMとみなされる。子どもを18歳未満の者と定義する点において、上述の定義は、子どもの権利条約(CRC)第1条における児童の定義に準ずるものである。また、UAMの定義自体も、同条約ⁱが採用する、「分離された児童(separated children)」あるいは「分離された未成年者(separated minors)」という定義と類似している。こちらは両親や以前に法的または慣習的に主たる養育者となっていた者から分離された未成年者を指すが、UAMがそうであるように、必ずしも他の親族から分離されているわけではない(Francia et al. 2021 参照)。

EUの文脈では、同伴者の有無が問題となる年齢の制限、年齢を判定するための検査方法、また、身元確認や記録手続きを管轄する機関など、各国の法制度や慣行で使用される定義について、加盟国間で大きな違いがある。なお、ほとんどのEU加盟国の国内法制度は、UAMが庇護制度の中で記録される場合、後見人または代理人を選任するよう規定している。これに加えて、EU加盟国の半数は、庇護申請中で、その他の移民政策上の手続きにおいて記録されるUAMについても、代理人を選任または指定するよう規定している(European Migration Network 2021)。

本稿では、UAMの法的地位と生活の質との関係を調査するため、スペインの事例に焦点を当てる。それは、スペインがEUにおけるUAMの主要な入国地かつ受け入れ国であるためである。また、新型コロナウイルス(COVID-19)の流行下で移民人口に対する憎悪を煽るような偽の情報が広がりを見せたさい(Stuardo-Concha et al. 2021)、スペインではUAMがとりわけ主要な攻撃対象とされていたという理由もある(例えば、Ruiz Andres and Sajir 2022を参照)。

我々は、欧州、とりわけスペインにおけるUAMの地位に関する法的・社会的枠組みが、かれらの生活の質に影響を与えているという仮説を立てた。そして、これを検証するため、アルマセリエス(カタルーニャ州)のサン・ジュアン・ダ・デウ・テラス・ダ・リエイダ(以下SJD)ケア施設でフィールドワークを行った。なお、このプロジェクトは、オーストリア・ウィーンにあるⁱⁱ「宗教間・文化間対話のためのアブドラ・ビン・アブドゥルアズィーズ国王国際センター」による、「国際フェロー・プログラム2021」の一環として実施されたものである。

本稿の構成は以下の通りである。まず第1節では、調査設計とデータ収集・分析の手法について述べる。第2節では、UAMに関する先行研究の検討を通じて、かれらの欧州での移住過程を概観するとともに、スペインとカタルーニャにおける状況を詳細に描き出す。第3節では、スペインにおけるUAMに関する法的枠組みを紹介し、近年の法改正がかれらの生活に与える影響について議論する。第4節では、フィールドワークで収集したデータに基づき、UAMの生活の質に対する非正規滞在の影響、ならびにかれらの正規滞在の追求について実証的に分析する。結論では、調査結果を簡潔に整理したうえで、それに批判的検討を加える。

1. 分析手法

UAMに関連する社会問題と、移住先での社会的統合、将来への期待、自由な宗教実践の可能性など多岐にわたる課題に対するUAMら自身の見解を理解するため、本研究の

プロジェクトチームは、アルマセリエス（カタルーニャ州）のサン・ジュアン・ダ・デウ・テラス・ダ・リエイダ（SJD）ケア施設の事例研究を中心とした質的調査プロジェクトを計画した。

この施設を選んだのは、以下の複数の要因による。まず、施設のあるカタルーニャは、2019年段階でスペインで2番目に多くのUAMを受け入れていた州であり（第3節参照）、同州に到着したUAMの大部分がこの施設に送られていた。SJDケア施設は、様々な枠組みを通じて、年間約140人の子どもたちを継続的に支援している。SJDケア施設の活動は、カタルーニャの公的機関や、「ホライズン2020ⁱⁱⁱ」にもとづく欧州プロジェクト「IMMERSE」をはじめとする国際プロジェクトからも、優良事例として注目されている。児童たちに提供される教育訓練コースの中には、（スペインとカタルーニャの双方に関連する）語学や文化全般の学習や、SJDケア施設とインターンシップ協定を結んでいる企業のある分野での就労を目的とした職業訓練などがある。また、学校教育の継続可能性があると判断された児童の場合、SJDケア施設が当該児童の入学を保証し、カタルーニャ州公教育制度において教育課程を継続できるようにしている。SJDケア施設は、UAMの地域の労働市場への安定的な統合に向けた集中的な教育訓練を通じて、かれらの統合を促進するという目的をもって、これらの取り組みを行っている。

SJDケア施設は、出身地、年齢、そして社会的プロフィールにおいて非常に多様なUAMを受け入れているという特徴も有している。UAMは、教育歴に応じて、いくつかの別の建物で受け入れられている。SJDケア施設の複数の建物に立ち入る特別許可のおかげで、著者らは、UAMとされる人々の幅広い意見を得ることができた。

次節以降で示す調査結果は、2021年10月に実施されたフィールドワークを通じて得られたものである。フィールドワークは、（救急支援室から監視付きアパートまで）異なる建物に住むUAM12名へのインデプス・インタビューと、スペイン人児童と移民児童からなる2つのフォーカス・グループ・インタビュー（1つのグループはスペイン人児童2名と移民児童2名、もう1つのグループはスペイン人児童3名と移民児童4名）で構成され、かれらの人生経験における共通点と相違点を明らかにすることを目的とした。ここでインタビューした移民児童は、スペインにおけるUAMの人口構成を反映するかたちで、全員男性であった。また、上述のすべての調査を補完するかたちで、心理社会、教育、精神宗教といった多様な側面から児童と関わっているSJDケア施設の職員9名に対するインデプス・インタビューを実施した。

2. 欧州・スペイン・カタルーニャにおける同伴者のいない未成年者の概要

UAMの移動に関する、比較可能で体系的かつ信頼できる世界レベルのデータは、いまだ揃っていない（Corona Maioli et al. 2021）。しかし、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）やユニセフ、そして国際移住機関（IOM）（2019年、2020年、2021年）はここ数年、欧州におけるUAMをめぐる状況の全体像を把握するための取り組みを強化している。

これらの機関によると、2018年と2019年には約3万人の移民児童が欧州諸国に入国し、そのうち2018年には1万2,700人（全体の42%）、2019年には9,000人（27%）がUAMであった。2020年にはパンデミックが世界的な社会生活の混乱を引き起こし、国

境を越える人の移動は世界的に減少した。しかし、それでも前年比 15%増に相当する、1 万 350 人の UAM が欧州に入国している。

移民児童による単独での EU 諸国への入国じたいは、21 世紀初頭から見られる現象である。しかし、これが常態化したのはここ 10 年のことである (Parusel 2017)。とりわけ 2018 年頃に入国数が劇的に増加した際には、スペインなどでは入国者数が 3 倍となった (Fiscalía General del Estado 2020)。

2020 年における UAM の EU 諸国への入国者数は、その 45.3%がイタリア、32.3%がスペインで確認されている。それに続いて多いのはギリシャ (8.7%)とブルガリア (7.7%) であるが、上位 2 カ国と比べると圧倒的に少ない (表 1)。このように南欧諸国と UAM の関係が深いのは、こうした国々が UAM の最初の入国地点になるだけでなく、EU 法や子どもの権利条約のような国際的取り決めにより、警察がかれらの身元確認をした国家領域で、法的後見を提供することを義務づけられているためでもある (Corona Maioli et al 2021; Mets 2020)。

表 1 EU 諸国に到着した同伴者のいない未成年者の総数 (2020 年)

国	到着人数	割合 (%)
ギリシャ	895	8.7
イタリア	4,687	45.3
スペイン	3,340	32.3
ブルガリア	798	7.7
マルタ	537	5.2
キプロス	86	0.8
合計	10,343	100

出典：UNHCR, UNICEF & IOM (2021)

UAM の主要受け入れ国は、地中海地域に位置している。UNHCR、ユニセフ、そして IOM が 2019 年に収集した、UAM の累計受け入れ数 (ストック) に関する最新のデータ (UNHCR, UNICEF and IOM 2020) によれば、EU 最大の受け入れ国であるスペインが約 1 万 2,417 人、ついでイタリアが 5,230 人、ギリシャが 4,815 人を受け入れている。かれらの主要な出身国としてはモロッコ、アルジェリア、パキスタン、アフガニスタン、シリア、そしてサハラ以南アフリカ諸国があるが、受け入れ国により傾向に差がある。年齢にはばらつきがあるが、15～17 歳の子どもが多く (80%)、男子が女子を大きく上回っている (全体の約 3 分の 2)。

興味深いことに、スペインが欧州における UAM の主要受け入れ国となったのは、近年になって入国者が急増した結果である。2016 年までは年間 200 人から 600 人のあいだで上下していた UAM の年間入国数は、2017 年には約 2,400 人となり、2018 年にはその 3 倍となった。しかし、その後は 3,000 人程度に落ち着いている (表 2)。

表 2 同伴者のいない未成年者の船舶によるスペイン入国件数 (2011 年 - 2020 年)

年	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
到着人数	357	275	159	223	414	588	2,345	7,026	2,873	3,307

出典：スペイン検察庁年次報告書 (2012 - 2020 年) より筆者作成

* 他の移動手段による入国数は記録されていないため、到着総数はより多い可能性がある

UAMの人口規模に関連していえば、2008年から2016年の間、スペインの施設が受け入れた子どもの数は平均3,800人で安定していた。しかし、2017年、そしてとりわけ2018年に到着者数が大幅に増加した(表3)。現在、スペイン国家を法的保護者とする子どもの数は9,030人であるが、2018年には1万3,796人のピークに達した。男女比は以前から大きく変わらず、90%以上が男性で、女性は10%未満となっている(Memoria de la Fiscalía General del Estado 2020)。

表3 スペインの機関が受け入れた同伴者のいない未成年者の数(2008年-2020年)

年	受け入れ数
2008	4,685
2009	4,507
2010	4,378
2011	3,623
2012	3,594
2013	2,841
2014	3,660
2015	3,341
2016	3,997
2017	6,414
2018	13,796
2019	12,417
2020	9,030

出典：スペイン護民官(オンブズマン)年次報告書「児童・青少年」の部より筆者作成

UAMの国籍に関する正確なデータは存在しないが、スペイン検察庁による報告書に、具体的に言及されている場合がある。それによると、モロッコ人が圧倒的多数を占め、次いでアルジェリア人が多い。2020年の最新データ(表4)でも、この傾向通りにモロッコ人が全体の60%以上を占め、アルジェリア人が依然として2番目に多い。しかし、その次にはサハラ以南アフリカのさまざまな国の出身者が僅差で続いており、UAMの国籍における多様性が高まっていることがうかがわれる。

表4 スペインの施設が受け入れる同伴者のいない未成年者の国籍(2020年)

国	合計数	割合(%)
モロッコ	5,459	60.45
アルジェリア	710	7.86
マリ	688	7.61
ギニア・ビサウ	506	5.6
コートジボアール	347	3.84
ガンビア	239	2.64
その他	1,081	12

出典：スペイン検察庁年次報告書(2020年)より筆者作成

UAMのスペイン国内における地域分布は年によって異なるものの、いくつかの傾向を確認することができる。公開データのある2012年から2020年のあいだを通じて、アンダ

ルシア州は圧倒的に最大の UAM 受け入れ地域であった。これは、スペイン南部の国境に位置する同州が、船でやってくる UAM の主な入国地点であることや、スペインで最も広い州であるために複数の受け入れ施設があることを考慮するならば、驚くべきことではない。もう一つの傾向は、UAM の受け入れ数がほぼ全地域で増加し続けていることである。アンダルシアの次に UAM を多く受け入れてきたのは、カタルーニャ州とメリリャ^{iv}である。ただし、2020 年には、UAM 受け入れ数が前年の 4 倍を記録したカナリア諸島がアンダルシア州に次ぐ受け入れ地域となっている（表 5）。

表 5 自治州ごとの UAM 受入数（2012 年 - 2020 年）

自治州	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
アンダルシア	1,499	1,014	1,354	973	1,072	2,209	6,294	4,617	2,507
カナリア諸島	178	107	54	93	104	123	281	421	1,849
カタルーニャ	30	233	374	375	387	805	1,842	1,977	1,168
メリリャ	289	252	654	759	999	917	1,322	1,398	798
セウタ	169	155	164	198	246	261	553	712	496
バレンシア	260	117	100	105	169	296	730	691	473
バスク	431	391	305	321	404	695	990	777	471
マドリード	64	98	150	305	293	478	490	489	356
ムルシア	94	78	80	56	86	224	390	262	205
ナバラ	9	4	7	6	19	21	58	209	151
アラゴン	27	10	11	7	12	43	175	208	126
バレアレス諸島	17	9	6	6	11	35	64	71	86
カステリーヤ・ ラ・マンチャ	50	36	26	23	0	79	160	151	75
ガリシア	23	21	26	35	44	71	113	98	71
カンタブリア	26	17	16	8	16	31	111	117	58
カステリーヤ・ イ・レオン	33	28	27	23	0	46	102	86	49
アストurias	52	45	54	39	39	70	103	79	45
エストレマドゥーラ	0	15	11	9	12	9	16	45	35
ラ・リオハ	1	2	0	0	5	1	1	9	11

出典：スペイン護民官（オンブズマン）年次報告書「児童・青少年」の部より筆者作成

表 5 が示すように、カタルーニャは UAM をめぐる社会現象を理解する上で鍵となる地域のひとつである。同州はとりわけ 2018 年以降、スペイン内で 2 番目に多く UAM を受け入れる地域となった。カタルーニャ州の受け入れ施設は州内各地に分散しているが、バルセロナ（市と県）は 2021 年に、全体数の 41.4% を集中的に受け入れており、それに次いで多いのはリエイダ県（16.3%）とタラゴナ県（16.1%）である（表 6）。こうしたバルセロナへの集中傾向は、カタルーニャの UAM の大多数がバルセロナの警察によって発見され、その後、バルセロナ市内の施設か、別の州にある施設に移送されることから説明できる。

表 6 カタルーニャ州における同伴者なしの未成年者数（県別、2021 年）

カタルーニャ州の県	合計数	割合 (%)
バルセロナ	1,362	41.4
ジローナ	363	11.0
タラゴナ	529	16.1
リエイダ	535	16.3
テーラス・ダ・レブレラ	499	15.2
合計	3,288	100.0

出典：カタルーニャ州政府児童青少年局「単身で出移民した青少年と若者」に関する月刊報告書（2021 年分）より筆者作成

カタルーニャ州政府の児童・青少年事務局が提供したデータによると、2015年から2021年の間にカタルーニャへと到着したUAMの94%以上が男性であった。かれらの主な出身国は、スペイン全体の傾向と同様にモロッコであり、2018年には新たに入国したUAMの77%を占めていた。ただし、より最近の動向をみると、2021年には、国籍別で最も多数を占めるのは引き続きモロッコ人（全体の36.4%）であったものの、サハラ以南アフリカ諸国からの移民の合計数（42.5%）がそれを上回っている（Generalitat de Catalunya 2021）。

次節では、こうした移民児童に適用される法的枠組みに焦点を当て、かれらの社会生活がスペインの移民法にどの程度まで規定されているかを検討する。

3. スペインにおける同伴者のいない未成年移民の法的地位

UAMにいかなる法的地位や社会的統合の道筋を提供すべきかをめぐっては、長年にわたって公的な論争が展開されてきた（Corona Maioli et al. 2021）。しかし、UAMのスペイン社会・経済への統合をめぐる選択肢に間違いなく大きな影響をもたらしたのは、パンデミックであった。近年の複数の研究が明らかにしたように、新型コロナウイルスがもたらした保健衛生危機はまず、一連の移動制限や国境封鎖をもたらし、農業部門で利用可能な外国人労働力を大幅に減少させ、食料サプライチェーンの維持が危ぶまれた（例えば、Sajir et al. 2022=2024を参照）。

このような状況を受けて、スペイン政府は2020年4月7日に政令13/2020号（2020年9月まで延長されることとなる）を発し、季節労働者の不足を緩和し、パンデミック下の食糧不足と物価高騰を防ぐことを目的とした数々の特別措置を実施せざるをえなくなった。

この法令の目的は、失業者と、現在18歳から21歳までの年齢にあり、18歳になる前までに国家による後見を受けていた若年移民（jóvenes extutelados）、という主に2つのカテゴリーに属する人々に、農業労働者になってもらうことにあった。これにより、上記の政令によって採用された若年成人には、その有効期間満了後、2年間有効で、さらに2年間更新可能な滞在・労働許可証を、国内全域で、分野制限なしに取得できる特別なルートが導入された。

特例として時限的な措置が取られたことは、外国籍の若年成人が、スペインでもっとも社会的排除の危険にさらされている集団のひとつであることを象徴する。これは、厳格な移民規制と複雑な行政手続きのあり方を規定するスペインの移民法（Ley de Extranjería）の枠組みが、過去20年間ほとんど手つかずのままであったことと密接に関係している。

UAMが成人した後、滞在許可証と労働許可証を取得することの困難は、こうした外国籍の若者の多くにとって、社会全般、より具体的には労働市場において、住居や仕事を探す際の不安や不安定性、そして脆弱性の原因となっている（Fernández 2010）。かれらのほとんどは、18歳になった直後に正規滞在に必要な許可を得ることができず、自活するために非正規雇用で働き、他にもリスクの多い条件を仕方なく受け入れ、路上生活を余儀なくされることさえある。

改正前の移民法は、UAMがスペインに到着した際に、地方自治体が滞在許可証などの書類を提供する義務があると規定していたが、行政が必要な手続きを開始するまでに9ヶ月の猶予期間を認めていた。猶予期間の根拠は、必要書類を提供する前に、未成年者

の送還など他の解決策が実行できないことを証明しなければならないという要件にある。しかし、UAMの多くは18歳の誕生日を迎える直前にスペインに到着するため、成人すると、書類を受け取る前に施設から追い出されてしまう(Flores 2018)。

何の書類も持たずに成年に達した若者の大半は、外国人法(4/2000)の規則により、非正規滞在の脆弱な状況に置かれてきた。公式統計によると、UAMのなかで滞在許可を得ているのは、わずか20%ほどである(Martín 2020)。なお、滞在許可証を取得することができた一部の若者についても、一時的な滞在許可証は与えられたものの、就労は許可されないというカフカの状況に置かれる。

かれらは、滞在許可もなく、仕事もなく、家もなく、最低限の尊厳ある生活を送る見込みもない状態で成人になる。そのため、搾取や強制送還のリスクを避けるために、社会の片隅で生き延びる戦略を早く身につけ、できるだけ注目を浴びないようにしなければならない。

こうした官僚制的な障壁に対して、弁護士や250のNGOからなるプラットフォームが結成され、長年にわたって改善を要求してきた。しかし皮肉なことに、最高裁判所が状況をさらに複雑にすることとなる。特に顕著だったのは、2019年に最高裁判所が下した判決においてである。この判決ではまず、NGOが若年成人の経済的支援者になることを容認し、こうした団体に政府が実際の経済的保証を正式に要求することは避けてきた2011年以來の慣例に反して、若年成人は第三者の助けを借りることなく自活しなければならないとした。さらに、自活の基準として、スペインにおける公的給付、補助金、失業手当の支給基準である公的多重効果所得指標(IPREM)の400%にあたる、月収約2,151ユーロを要求した。これは、スペインにおける平均月収(2021年には1,923ユーロ)を上回る額であった。

この判決は、2011年4月20日付・政令第557/2011号の運用を適正化するものではあった。しかし、規定された高額の月収を証明することができないために、何百名もの若年成人が非正規滞中に陥った。そして、スペインの包摂・社会保障・移民省には、この問題への取り組みが求められることとなった。

2021年10月19日にスペイン政府の閣僚理事会により承認された外国人法改革案は、こうした官僚制的な機能不全の適正化を目指すものであった。これにより、多くの若者が成人とともに経験する深刻な排除、非正規性、そして脆弱性を軽減し、悪循環が予防できるものとされた。

第一に、行政手続きを簡素化することにより、国の保護下にあった元未成年者(jóvenes extutelados)のほとんどにとって乗り越えることが不可能であった官僚制的な障壁を撤廃した。前述したように、旧法では、管轄の入国管理局が若者の身分証明などの書類に関する措置を講じるまで、かれらは9ヵ月間、書類上では宙ぶらりん(limbo)の状態を強いられていた。この改革により、手続き期間は最長3ヵ月に短縮されることとなり、かれらの成年としての最初の滞在身分が安定的なものとなった。ただし、その後の強制送還の可能性は残された。

第二に、この改革は、16歳以上の外国人未成年者の滞在許可証に労働許可証を添付し、18歳から23歳までの若年成人に、雇用事前契約を提示する必要なく就労を許可する一時滞在許可証を取得する可能性を導入することにより、かれらの労働市場へのアクセスを

促進した (Martín-Arroyo 2020 を参照)。この措置は、すでに述べたように、滞在許可を取得するまでの期限を短縮することに加え、経済的要件を緩和し、滞在許可の有効期限を延長するものである。具体的には、移民法改正により、UAM は毎年許可証を更新する必要がなくなったため、未成年である限り、最初の滞在許可証は2年間、更新許可証は3年間有効となる。

さらに、改革以前は、年間許可証を更新するために前述の収入 (2,151 ユーロ) を証明しなければならなかったが、改革後は、少なくとも 460 ユーロの収入があることを証明すればよくなった。この額は、まだ 10 代の若者にとって現実的なものであるだけでなく、特に若年層の雇用機会が乏しいスペインの労働市場の現実を踏まえたものであった (Ministerio de Trabajo y Economía Social 2021 ; Ormazabal and Sajir 2020 も参照)。また以前とは異なり、前述の月収を、かれらの支援者となった公的機関や民間機関から受け取ることも認められた。

包摂・社会保障・移民省の試算によると、この改革は短期的には約 8,000 人の UAM に恩恵をもたらし、18 歳から 23 歳の若年成人 7,000 人から 8,000 人にも、遡及的に恩恵をもたらす可能性がある (Sánchez 2021)。

これらの法改正は、非正規状態で成人に達することや、労働市場にアクセスする実質的機會を失うことを防ぐものである点において、若年成人のニーズに応え、かれらの生活の質とスペイン社会への包摂可能性を改善するものであるといえる。これは同時に、若年移民だけでなく、オンブズマンや、セーブ・ザ・チルドレンやユニセフなど、若年移民をめぐる問題に長年にわたって取り組んできた数多くの NGO からの要求に対し、ついにスペイン政府が応答した結果ともいえる (Sánchez 2021)。

この 2021 年 10 月 19 日付・政令 903/2021 が閣僚理事会で承認され、移民法が改正されるまでに、政府内のいくつかの部局を巻き込んだ議論と交渉があったことは注目に値する。2021 年 4 月以降に展開した政治交渉の過程において、スペイン政府内部では主に 2 つの立場の対立があったとみられる。

包摂・社会保障・移民省の立場は、若年外国人の非正規滞在や疎外を避け、スペインの社会経済への統合を促進する手段として、官僚的障壁の排除を考えていた。逆に、内務省はこの改革を、(非正規入国を助けている) 犯罪組織を助長し、スペイン経由の欧州への入国数を増加させ、結果的に他の EU 諸国との緊張を招く、「プル効果」を生み出す措置であるという基本的な理解を崩さなかった。

しかし、政府によるこうした規制変更は、利他的というよりも現実的な理由によって進められている。煩雑で費用のかかる官僚的な手続きを簡素化し、行政の負担を減らす必要については前述したが、スペイン政府はそれ以外にも、「自治体による訓練、統合、育成のために行われてきた公共投資を尊重し、維持する」ことを変更の理由として掲げている (European Website on Integration 2021)。また包摂・社会保障・移民省は、以前の法律が元 UAM の若年成人を「法的に不安定な状態、突発的な非正規滞在、潜在的排除の状況」に追いやったことを公的に認めた。しかし、今回の改革では、前述のような深刻な排除、非正規、脆弱性の状況の中で生活しながら、法的成人年齢に達した後に何らかの犯罪を犯した少年は除外されている (Sánchez 2021)。

ここで重要なのは、上述のスペイン中央政府における法的枠組みは、実際には、自治州

レベルでの法律によって補完されていることである。すべての自治州が実施する諸規則は、それぞれ子どもの権利条約に適合している。しかし、各自治州はその権限をもって、未成年者の権利を促進・擁護するための自治州法を策定しており、その内容は、未成年者が危険な状況に置かれていることをいかに発見し、何をもって養育放棄とし、いかなる保護措置を決定し実施するかや、具体的な保護過程などに関して、自治州によって大きな違いがみられる。最近の研究でも指摘されているように、自治体間における法的枠組みの調整の欠如は、保護措置の実施に際して、専門家に重大な困難をもたらしている（詳細は、Massons-Ribas et al. 2021 を参照）。

本節では、こうした若者の生活に決定的な影響を与える構造的要因について取り上げた。次節では、SJD で実施したフィールドワークの結果に基づき、こうした経験のいくつかについて、より詳細に分析する。

4. スペインにおける非正規滞在と、同伴者のいない未成年移民の生活の質の交差

ここまで、UAM を取り巻く状況を、スペインあるいは欧州の文脈全体に位置付けてきた。本節では、UAM を対象に実施した SJD ケア施設でのフィールドワークの結果にもとづき、同伴者なしの未成年者である／あった若年移民の非正規滞在や正規性の追求と、かれらの生活の質とのあいだの潜在的な相互作用を明らかにする。

「生活の質（quality of life, QOL）」という概念は、学問的、制度的に、いくつかの方法で定義することができるが、通常、客観的条件と、これらの「客観的条件」に対する本人の主観的認識という2つの評価軸を含む。そこには収入や、将来への期待と各種の推定値が含まれる（Urzúa et al. 2012）。このため、フィールドワークで用いた各種研究手法のうち、若年移民とのインタビューに焦点を当てつつも、フォーカス・グループから得た知見を総合したうえで、本節と本稿の残りの部分における考察をおこなっている。12人のインタビュー対象者にはスペインの法定年齢（18歳）未満とそれ以上の者が含まれるが、かれらはみな、人生のどこかでUAMの状態にあったという共通点を有している。

第一の発見点として、かれらの法的地位を正規化するための滞在資格書類の取得競争が、インタビュー対象者の語りの中で、ある種の重要な言説を構成していることが挙げられる。かれらは、出国とその後の旅、そしてスペインへの到着という移動の段階について語る際、つねに書類の問題に言及する。この傾向は、滞在資格へのアクセスの有無が若年移民の人生経験を大きく左右する、スペイン到着後の生活について語るさいにより顕著となる。

移住と生活の質のつながりは、移住の初期段階からはじまる。すべての語りにおいて、移住の原動力がまさに生活の質の向上であることが明らかになっている。移住を開始する以前の状況に関する語りのなかに、「より良い生活」に対する子どもの期待をめぐる指標のひとつとして、すでに滞在許可の「書類」が登場する場合もある。20代のパキスタン人男性が指摘するように、「自分の将来を改善し、書類を手に入れ、働き、家族を助けることができるようになるため」に、かれらは移住を決意するのである。

さらに、現在 SJD ケア施設の初期受入部門にいる未成年者の証言は、滞在許可書類の獲得に向けた期待が、18歳未満の段階での移住プロセスの開始を促すありさまを如実に示している。19歳のモロッコ人の若者は以下のように語る。

私は、18歳になる前にスペインに行く決めた。スペインでは、未成年で入国した方が書類の発行が簡単だと知っていたからだ。だから学校を辞めた。高校2年生になれば18歳になるが、18歳になった時点でここ(スペイン)にいないのだから。

本稿で強調してきたように、法定年齢に達しているか否かが、滞在資格に関する書類における、当該国領域における滞在が「正規」となるか、「非正規」となるかの境界線となる。しかし、スペインにおいて、未成年者は一種の「規制されていない」身分にあり、18歳からしか開始できない手続きである滞在許可証を持っていないが、未成年者であるため、成人の場合とは異なり「非正規」のカテゴリーに該当せず、国外に追放されることもない。加えて、この子どもの証言は、法定年齢未満のうちにスペインへ向けて出国するという決断を下したことで、学業を放棄せざるを得なくなった事例があることも明らかにしている。この決断は、かれの生活の質に明らかな影響を及ぼしている。

このように、生活の質と未成年での移住、そして渡航・滞在に関する書類へのアクセスとの関連は、移住過程の最初の段階において、すでに見出されている。一方、移動中の経験をめぐっては、かれらが経験した困難や恐怖により焦点が当てられている(かれらのほとんどが、犯罪組織に管理され、ジブラルタル海峡を渡った後、極めて装備の貧弱な船でイベリア半島に到着したことに留意すべきだろう)。とはいえ、未成年移民の生活の質と正規/非正規滞在の間の相互作用は、かれらがスペインに到着すると明らかに強まる。スペイン本土に到着したその瞬間から、滞在許可書類の取得は、最初の証言にあるような期待でも、2番目の証言にあるような移住動機でもなくなり、ハビトゥス(Bourdieu 1990)、つまり移住者の日常生活と期待の両方を条件づける「構造化する構造」となる。一般に「パペレス(スペイン語で「紙」すなわち書類を指す)」と呼ばれる滞在許可書類は、未成年移民がどのような段階を踏んで行動するのか、あるいはいかなる願望を抱くのかといったことを規定する基本的な論理のひとつとなる。そして、ガンビア出身の17歳の若者が強調するように、かれらは18歳になるまでに残された数年間を、書類取得の準備期間とみなすようになる。

滞在許可書類を取得することへの期待が、かれらの日常生活を構造的に規定するようになるきっかけが、保護施設への収容である。スペイン国家は未成年者を追放することができないため、かれらに与えられる選択肢は、施設に入るか、社会的に周縁化された状態で生き延びることを試みるかの2つのみである。どちらの場合も、18歳を迎え、自らの滞在を正規化できるようになるのを待つことになる。これには多くの困難が伴うにもかかわらず、インタビューに答えた若い移民は、施設への入所こそが自らの滞在を正規化し、スペイン社会に「統合」——それは具体性に欠けるにもかかわらず、インタビューでしばしば繰り返される言葉である——するための最も効果的な方法であると認識している。

ただし、このような施設での保護の過程を、自らの意思決定ができないままに、最初か

ら実質的に押しつけられたものと捉えるインタビュー対象者もいる。

私はカタルーニャ自治州警察 (Mossos d' Esquadra) に行き、「私は未成年で、行くところがないので施設に行きたい」と言った。かれらが「わかった」と言って渡してくれた紙に、自分の氏名と年齢を書いた。そして翌日、私はここ、サン・ジュアン・ダ・デウに来た。

スペインに滞在するために未成年のふりをし、現在施設に収容されている 23 歳のモロッコ人青年はこう語る。また、移民が取るべき次の手段を決定する能力は常に、滞在許可書類を取得することへの期待と、そのために遅かれ早かれ待ち構える施設収容という、2 つの問題に左右される。そのことは、19 歳のモロッコ人青年による以下の証言からも明らかである。

アンダルシアがどうかは別として、カタルーニャには多くのチャンスがあった。たとえば書類に関しては、18 歳でも 3 ヶ月もらえた。それで私は施設を出てバルセロナに来た。バルセロナの後はリエイダに行った。当時、バルセロナにはたくさんの人がいた。そして、自分みたいな子どもがあまりいないからと、リエイダに来た方がいいと言われた。そして私はここに来た。

書類へのアクセスや滞在の正規化を期待することは、移住者による生活の質を向上させる試みが、施設での保護のあり方に完全に従属し、また保留された状態になることを意味する。そして、移住者は自身の期待（主観的認識）と、日常生活や自己の特性（客観的条件）の両方を、この過程に適応させることを余儀なくされる。

入所に伴い、若年移民の日常生活は完全に施設の影響下に置かれる。かれらが最初に交流する仲間は入居者たちで、大人は施設のスタッフである。そして、かれらが参加する活動、時間割や生活様式、食事などは、施設によって定められたものとなる。かれらに対する教育・訓練も、早期就学を促進するため、主に語学力（主にスペイン語、カタルーニャ語）に重点を置いたかたちで、施設が運営している。その他、職業訓練や専門訓練、書類手続きに関する情報提供が行われる場合もある。もっとも、訓練を担当するのは、施設（施設内で実施するワークショップが複数あるほか、サン・ジュアン・ダ・デウの施設は、リエイダに職業訓練施設を所有している）の職員だけでなく、施設周辺の地域の子どもたちが通っている学校や施設の職員も含まれる。

また、施設への入所の過程では、個人の特性も考慮される。とりわけ宗教は、フィールドワークに基づく分析のなかで浮上した、最も重要な変数のひとつである。インタビュー対象者たちは、施設がかれらの宗教的差異や、そこからくる特殊な事情を尊重しているだけでなく、宗教を実践するための様々な設備を備えていることを指摘している。受け入れ施設に住む 17 歳のパキスタン人少年は次のように語る。

（施設は）祈りたいときに祈らせてくれるのがいい。お祈りをするための絨毯を貸してくれるし、ラマダン月には時間通りに起こしてくれる。ラマダンの夜には、たく

さんの食事を与えてくれる。私たちはこれが大好きで、とても幸せだ。

インタビューに応じた若者たちは、施設で保護されることでしか存在が認められないことの厳しさについて、最低限の生活水準が保障されていることに目を向けることで、肯定的な評価を与えている。しかし、施設関係者とのインタビューでは、他の未成年者の施設からの脱出や、ガンビアの未成年者が指摘したように、退屈、自分の意思決定（たとえば携帯電話の使用）をコントロールできないと感じること、誰とでも集まることができないことなど、施設生活が若い入所者に引き起こしうる否定的な感情の観察が挙げられている。しかし、かれらはこうした「犠牲」を正当化する。なぜなら、施設に保護されることによって、訓練や書類手続きの達成に有利になると考えているからである。この点に関して、すでに引用したインタビュー対象者の一人で、リエイダ市にある施設のアパートの一つに住む19歳のモロッコ人男性は、滞在許可書類を取得する際に施設管理者が支援を提供してくれると力説する。

ここにはソーシャルワーカーである施設長がいて、私たちの滞在許可のことをいつも気にかけてくれる。私たちは18～19歳だが、まだ少し手引きが必要だ。自主性を持てれば、私たちはじきに自由になれる。

施設での保護は、客観的条件を再構築するだけでなく、期待も変容させる。ここでも、正規化に向けた書類手続きが重要な役割を果たす。この意味で、若者たちが出身国で素朴に想像し、望んでいた生活への期待は、到着後に遭遇する現実によって砕かれる。スペインに到着すると、制度や官僚主義の壁にぶつかったり、正規化の機会を逃す経験をするなど、まったく異なる現実と直面することになる。かれらの期待は変容し、よりよい生活を送るという希望は消し去られる。こうした期待の下方修正は、スペインの海岸に着いたときに未成年者のふりをした23歳モロッコ人の、次の証言にはっきりと反映されている。

私の村には、私たちと同じような経験をしてきた人たちがいる。3年間待たなければならなかったり、身辺を隅々まで検査されなければならなかったり、待たなければならなかったり、我慢しなければならなかったり、苦しまなければならなかったり……。

19歳のモロッコ人青年は、こう指摘する。

例えば、就労許可を得るためには、1年間のフルタイム契約が必要となる。もちろん、今のところは契約を得るのは少し難しい。そのせいで働くことができず、今は勉強している。

現実とより良い生活への願望のはざまにいる若者たちをめぐり、いくつかのインタビューから明らかになった別の現象は、施設のスタッフが単にUAMにとっての大人との日常的な主な接点ではなく、かれらのロールモデルになることである。若年移民がスベ

ンに到着したときに経験する期待の再構成の過程で、かれらがソーシャルワーカー、教師、社会教育者、そして警察官といった、日常的に接する専門家のようになりたいたいと思うようになることが、複数のインタビューから明らかになっている。19歳のモロッコ人青年は、こう語る。

SJD に来て、違う世界を発見した。教育者たちがどのように人びとに接し、どのように話し、どのように物事を説明するのかを目の当たりにした！「なんだ、この人たちはいい人たちなんだ。私を助けたいと思って、私を良い人間にするために最善を尽くしてくれる」と。そして、自分もこの世界に身を捧げたいと思った。ソーシャル・ヘルス・ケアのコースに進み、*SJD* で行動障害を持つ人たちのインターンシップを経験した。そして今は、看護助手になるためにオンラインで勉強している。難しいけど、オンラインで頑張っている。この学位を取得した後は、社会学士を取得するつもりだ。目標は社会教育者になること。時間がかかってもね。

これまで説明してきたように、かれらの滞在資格の正規化と密接に結びついた、施設生活の現実、かれらが想像し、望んでいる現実と衝突するものである。施設生活の現実、生活の質をめぐる2つの基本的な媒介変数である客観的条件と主観的認識に明確な影響を及ぼすが、それは、かれらの選択であるというだけでなく、かれらの状況を正規化するためにスペインの公的機関が提供する唯一の選択肢であるともいえる。このような若年移民の施設生活もたらす光と影を超えて、別のシナリオを選択する者もいる。それは、書類を取得できるまで公共空間において非正規状態で生き延びようとすることであり、そうした若年移民は非常に特殊なアンダークラス (Murray 1984) を形成することになる。これは、社会的な願望を失うのではなく、少なくとも一時的にそれらを得られないなかで、若者たちが取る選択である。保護施設は、こうしたアンダークラスから非正規滞在の若者移民を隔離する、ある種の安全地帯を提供しているともいえる。

筆者らは、*SJD* の敷地内だけでフィールドワークを行ったことが、必然的に、分析にある種の選択バイアスをもたらすことを認識している。しかし、施設外の状況に関しては、同僚や友人、あるいはかれら自身のライフヒストリーの中での経験において言及されている。施設外の生活では、若い移住者が生き延びるために利用しなければならないさまざまなネットワークが不可欠である。そのなかには、文化的・宗教的な結びつきを中心に生まれる連帯に基づくものもある。とはいえ、未成年者のふりをした23歳のモロッコ人男性が再び指摘するように、例えばイベリア半島のある地点から別の地点へと移動させるなど、かれらの脆弱な状況を利用しようとするマフィアに従属させられる危険もある。

たとえば、マラガに兄弟がいて、ここに来てほしいとする。だが、そこでは書類がないとパスの切符が買えない。だから、お金を払わなければならない。

現在、大手スーパーマーケット・チェーンで働くパキスタン人青年は、こうしたルートでの書類の売買について、「就労許可は8,000ユーロになる。この金をどこから手に入れるのか？」と語っている。

ここまで、正規化へのアクセスが若い移民の条件や期待、すなわち生活の質にどのような影響を与えるかを、フィールドワークから分析してきた。ここで冒頭の、移民が出身地を離れ、新たな目的地に向かう際の期待をめぐる問題に戻ろう。本稿が指摘するように、より良い生活の質の希求は、移動における初動要因の一つをなす。しかし、それは到着後、滞在許可書類へのアクセスをめぐる制約に直面するなかで中断する。若年移民の場合、かれらの生活が施設での保護の影響を受けるのだ。こうして、かれらが夢見た生活の出だしは遅れ、「待機状態の生活」へと突入する。この「待機状態の生活」は、生存のための基本的なニーズへのアクセスや、教育・訓練や行政サービスへのアクセスを保証するものではあるが、かれらが移住を開始したときに期待した、生活の質の向上を遅らせるものでもある。このように、UAMとしての期間中のかれらの生活の質は、将来において期待される生活の質を占ううえで重要な要因をなすのである。

なお、インタビューに応じた若者たちは、法的身分の正規化が叶うことに憧れや願望を抱いているにもかかわらず、その先にある生活もまた、不確かな「客観的条件」によって影響を受けることを予想している。このことは、法定年齢に達したが、まだ滞在許可証を取得していない23歳のモロッコ人男性の証言にあらわれている。かれは、移民の若者であるというだけで、監視され、警察に呼び止められる可能性が高くなると感じている。「NIE（正規化後に取得できる外国人身分証明書）を持っていれば、（警察に）わずらわされなくなると思いますか」という質問に対して、彼は「わからない、なぜなら……」と饒舌に答える。その返答は、法的地位の正規化に向けた待機状態と同じくらい、待ち望んでいる未来が不確かなものであることを物語っている。

5. 結論

スペインにおけるUAMの移動と社会統合に代表される課題は、近年ますます重要となっている（Pavesi and Valtolina 2018）。欧州国境沿岸警備機関（Frontex）の近年の報告書によれば、モロッコとスペインを結ぶ西地中海ルートが、ここ数年、欧州に到達するための最有力ルートとなっている。そして、2017年から2018年の間に、5万7,034件の非正規入国が摘発された。また、2018年にスペインに入国した未成年者は4,850人（2017年比405%増）で、5人中3人がモロッコ人だった（Frontex 2018）。しかし、これまで論じてきたように、スペインでは2021年に大きな進展があったとはいえ、若年移民の法的地位に関する条件はまだ十分に整備されているとはいえない。UAMをめぐる法的状況は、かれらが移動し始めたときの期待と、欧州、特に本研究が目撃したスペインでかれらが経験する状況との間に、「待機状態の生活」を生み出し続けているからである。

本稿はSJDケア施設でのフィールドワークに基づき、施設での保護が、上述の法的枠組みと未成年移民たちの日常生活を接続し、かれらの正規化ならびに日常生活のあり方を規定する主要な経路となることを明らかにした。しかし、調査プロジェクトでインタビューに応じた人びとの証言は、こうした施設での保護が、施設に入らなかった人びとや、より良い選択肢がないにもかかわらず退去した人びとの間に大きな隔たりを生むことに加え、最も成功した事例においてさえ、生活の質の満足を保証するものではないことを示している。施設での保護はむしろ、生活の質への期待を、いつかわからない、時には実現されることのない未来に先送りしている。

UAMが直面する課題のなかには他の移民集団と共通のものもあるが、かれらの法的地位 (European Union 2012)、受入・収容施設での滞在を含むEU領域への到着前後における様々な形態の搾取、虐待、暴力に対する脆弱性 (Muñoz 2019; Mai 2011; European Commission 2017)、そしてその脆弱性と統合の欠如が受け入れ国にもたらす影響 (Europol 2018; European Commission 2018) において、かれらは特殊な存在であるといえる。

望まれない外国人移民でありながら、同時に孤児であるというかれらの地位は、移民への非難と祝福、積極的な連帯と固定観念に基づく憐れみ、UAMの犯罪化と被害者化のあいだで揺れ動く、移住先社会の内的葛藤を生み出している。スペインでは、ここ数年、入国者の増加が地域社会で論争を起しており、それはブログや関連ニュースへのインターネット上のコメント、ツイッターのようなSNSサイトでも目にする事ができる。

最近の研究は、子どもや若者こそが、移住先の地域社会における移住と統合をめぐる過程の「最前線」にいることを示している (例えば Gilligan et al. 2010)。しかし、移住者であり社会の一員であるUAMに特有の経験を十分に認識し理解するためには、概念的・理論的分析の中心にUAMを据えるためのさらなる研究を進める必要がある。

子どもの移住過程に関する主体間のメカニズムや役割、そして相互作用には、未解明の点が多い。特に、移住を経験するUAMの感情的側面や、資源が欠如しているうえに移住圧力が高まる状況において、移住先の国のソーシャルワーカーがどのように移住者に質の高いサービスを提供するのかという問題、あるいは、地域の住民や当局関係者が、いかなる表象をもって子どもの移住について語っているかについては、ほとんど研究がない。こうした、まだ十分に解明されていない要因に光を当てることは、UAMという移民集団の特性と、かれらが提起する多様な問題を明らかにするのに役立つだろう。

謝辞

本論文は、KAICIID国際フェロープログラム(KIFP)の研究プロジェクト「Al-Jisr(橋)」の助成を受けた「文化間・宗教間対話を通じた、スペインに居住する同伴者のいない未成年者の統合促進」(#20: KIFP_Initiative 1/2021)プロジェクトの研究成果である。

訳注

-
- ⁱ 子どもの権利条約の第9条を指す。
 - ⁱⁱ 2022年7月、ポルトガル・リスボンに移転。
 - ⁱⁱⁱ EUにおける研究・イノベーションを促進するための、2014年～2020年の7年間にわたる総額800億ユーロ規模の助成計画。
 - ^{iv} モロッコ北部に位置するスペインの自治都市。モロッコとの国境は、EUの南部国境として知られる。

参考文献

- Bourdieu, Pierre. 1990. *The Logic of Practice*. Stanford: Stanford University Press. (=1988, 今村仁司・港道隆訳『実践感覚 [1・2]』みすず書房).
- Corona Maioli, Susanna., Bhabha, Jacqueline., Wickramage, Kolitha., Wood, Laura. C. N., Erragne, Ludivine., Ortega García, Omar., Burgess, Rochelle., Digidiki, Vasileia., Aldridge, Robert. W., and Devakumar, Delan. 2021. International migration of unaccompanied minors: trends, health risks, and legal protection. *The Lancet Child & Adolescent Health*, 5(12): 882-895.
- Defensor del Pueblo. 2020. “Los Niños y Los Adolescentes En El Informe Anual Del Defensor Del Pueblo.” Madrid: Defensor del Pueblo.
- European Commission. 2017. “Communication from the Commission to the European Parliament and the Council: The protection of children in migration.” Brussels: European Commission.
- . 2018. High-Level Commission Expert Group on Radicalisation (HLCEG-R). “Final Report.” Brussels: European Commission.
- European Migration Network. 2021. *Children in Migration. Report on the state of implementation in 2019 of the 2017 Communication on the protection of children in migration*. Retrieved from: https://www.emnetherlands.nl/sites/default/files/2021-03/EMN%202019%20Children%20in%20migration_synthesis%20report_final.pdf
- European Union. 2012. Charter of Fundamental Rights of the European Union (2012/C 326/02). Retrieved from: <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:12012P/TXT&from=EN>
- European Website on Integration. 2021. “Spain: New regulation for unaccompanied foreign minors.” 1 November, 2021. https://ec.europa.eu/migrant-integration/ec.europa.eu/migrant-integration/index.cfm%3Faction%3Dmain.preview%26uuid%3D51A67CF7-9619-3DE5-0C782168C2318EE4_en
- Europol. 2018. “Criminal networks involved in the trafficking and exploitation of underage victims in the European Union.” The Hague: Europol
- Fernández, Bárbara. 2010. “Menores no acompañados: de la vulnerabilidad social a la invisibilidad institucional.” *Zerbituzan*, 48p(2): 145-153.
- Fiscalía General del Estado. 2020. “Menores Extranjeros No Acompañados.” In Memoria de la Fiscalía General del Estado 2020, 881-88. Madrid: Fiscalía General del Estado.
- Flores, Begoña. 2018. “La protección jurídica de los menores inmigrantes no acompañados en España.” *Revista de Derecho Civil*, 5(2): 321-362.
- Francia, Guadalupe., Neubauer, Adrián. and Edling, Silvia. 2021. “Unaccompanied Migrant Children’s Rights: A Prerequisite for the 2030 Agenda’s Sustainable Development Goals in Spain and Sweden.” *Social Sciences*, 10(6): 185.
- Frontex. 2018. *Risk Analysis for 2019*. Warsaw: Frontex.
- Gilligan, Robbie, Curry, Philip, McGrath, Judy, Murphy, Derek, Ní Raghallaigh, Muireann, Rogers, Margaret, Scholtz, Jennifer Jean and Gilligan Quinn, Aoife. 2010. *In the front line*

- of integration: young people managing migration to Ireland*. Children's Research Centre. Dublin: Trinity College.
- Mai, Nick. 2011. "Tampering with the Sex of 'Angels': Migrant Male Minors and Young Adults Selling Sex in the EU." *Journal of Ethnic and Migration Studies*, 37(8): 1237-1252.
- Martín, María. 2020. "El Gobierno facilitará el permiso de trabajo a los menores migrantes." *El País*, 7 March, 2020. <https://elpais.com/espana/2020-03-06/el-gobierno-facilitara-el-permiso-de-trabajo-a-los-menores-migrantes.html>
- Martín-Arroyo, Javier. 2020. "El limbo legal de los menores inmigrantes que se hacen adultos." *El País*, 7 March, 2020. <https://elpais.com/espana/2020-03-06/el-limbo-legal-de-los-menores-inmigrantes-que-se-hacen-adultos.html>
- Massons-Ribas, Anna., Balsells, M.Àngels. and Cortada, Neus., 2021. "The Participation of Children and Adolescents in the Protection System: The Case of the Spanish Legislation." *Social Sciences*, 10(7): 268.
- Mets, Karen. 2021. "The Fundamental Rights of Unaccompanied Minors in EU Asylum Law: A Dubious Trade-off between Control and Protection." *ERA Forum*, 21(4): 625-37.
- Ministerio de Trabajo y Economía Social. 2021. "Informe Jóvenes y Mercado de Trabajo." March 2021. Retrieved from: https://www.mites.gob.es/ficheros/ministerio/sec_trabajo/analisis_mercado_trabajo/jovenes/2021/Marzo_2021.pdf
- Muñoz, Pablo. 2019. "Traficaban con 'menas' y los raptaban en España para sacar más dinero a las familias." *ABC*, 12 April, 2019. https://www.abc.es/espana/abci-trafficaban-menas-y-raptaban-espana-para-sacar-mas-dinero-familias-201904120215_noticia.html
- Murray, Charles. 1984. *Losing Ground: American Social Policy 1950-1980*. New York: Basic Books.
- Ormazabal, Javier and Sajir, Zakaria. 2020. "Empleo y pobreza: dos conceptos compatibles. Noticias Obreras. Una mirada cristiana del trabajo humano y el bien común." Retrieved from: <https://www.noticiasobreras.es/2020/12/empleo-y-pobreza-dos-conceptos-compatibles/>
- Parusel, Bernd. 2017. "Unaccompanied Minors in the European Union – Definitions, Trends and Policy Overview." *Social Work and Society*, 15(1): 1-15.
- Pavesi, Nicoletta and Valtolina, Giovanni Giulio. 2018. "Best practices in the reception of unaccompanied minors in Italy." In *The Twenty-third Italian Report on Migrations 2017*, edited by Vincenzo Cesareo, pp. 79-88. Milan: ISMU.
- Ruiz Andres, Rafael and Sajir, Zakaria. 2022. "Desinformación e islamofobia en tiempos de "infodemia". Un análisis sociológico desde España." *Revista Internacional de Sociología (RIS)*.
- Royal Decree-Law 13/2020 of 7 April 2020 adopting certain urgent measures on agricultural employment. BOE-A-2020-4332. Retrieved from: <https://www.boe.es/eli/es/rdl/2020/04/07/13/con>
- Royal Decree 903/2021 of 19 October, amending the Regulation of Organic Law 4/2000,

- on the rights and freedoms of foreigners in Spain and their social integration, after its reform by Organic Law 2/2009, approved by Royal Decree 557/2011, of 20 April. BOE-A-2021-17048. Retrieved from: <https://www.boe.es/eli/es/rd/2021/10/19/903>
- Sajir, Zakaria, Molinero-Gerbeau, Yoan and Avallone, Gennaro. 2022. «“Everything changes, everything stays the same.” The governance of migrant labour in Spanish and Italian agriculture in the first year of the COVID-19 pandemic.» *Estudios Geográficos*. (=2024, 上野貴彦・飯田悠哉訳「全てが変わり、何も変わらない——コロナ禍1年目におけるスペインとイタリアの移住農業労働ガバナンス」『都留文科大学研究紀要』99: 215-242.)
- Sánchez, Gabriela. 2021. “El Gobierno aprueba la reforma del reglamento que facilitará los papeles a menores y jóvenes migrantes.” *elDiario.es*, 19 October. 2021. https://www.eldiario.es/desalambre/gobierno-aprobara-martes-reforma-reglamento-facilitara-papeles-miles-menores-jovenes-migrantes_1_8409112.html
- Secretaria D’infància, Adolescència i Joventut. 2021. “Informe Estadístic Mensual ‘Adolescents i Joves Emigrats Sols.’ Barcelona: Generalitat de Catalunya.
- Stuardo-Concha, Miguel, Sandra Soler-Campo and Marina Riera-Retamero. 2021. “Contemporary Political and Media Discourses on Immigrants: A Review of Discourse Analytical Research in Spain.” *Migraciones*, 52: 31-57.
- Supreme Court. 2019. Ruling No.110/2019, proceeding number: 3141/2017. Retrieved from: <https://www.poderjudicial.es/search/TS/openDocument/77b5bf929941eba/20190208>
- UNHCR, UNICEF, and IOM. 2019. *Refugee and Migrant Children in Europe. Overview of Trends January to December 2018*. Geneva: UNHCR, UNICEF, and IOM.
- . 2020. *Refugee and Migrant Children in Europe. Accompanied, Unaccompanied and Separated. Overview of Trends January to December 2019*. Geneva: UNHCR, UNICEF, and IOM.
- . 2021. *Refugee and Migrant Children in Europe. Accompanied, Unaccompanied and Separated. Overview of Trends January to December 2020*. Geneva: UNHCR, UNICEF, and IOM.
- Urzúa, Alfonso and Caqueo-Urizar, Alejandra. 2012. “Calidad de vida: Una revisión teórica del concepto.” *Terapia psicológica*, 30(1): 61-71.

訳者解題ならびに訳注の参考文献（本文参考文献と重複するものは省略）

- Abril, G. and Spottorno, C. 2017. *La Grieta*. Astiberri. (= 2019, 上野貴彦訳『亀裂 欧州国境と難民』花伝社.)
- Andrés Rafael-Ruiz and Sajir Zakaria. 2023. Desinformación e islamofobia en tiempos de infodemia. Un análisis sociológico desde España. *Revista Internacional de Sociología*, 81(3): DOI:10.3989/RIS.2023.81.3.20.185
- Arab Barometer. 2024. *Arab Barometer VIII: Morocco Report*. Arab Barometer.

- 芦田淳 . 2024. 「【イタリア】移民及び国際的保護等に関する緊急規定」『外国の立法』299(1): 4-5.
- Association Marocaine des Droits Humains Nador (AMDH). 2023. *Rapport annuel Migration 2022: Année du plus grand massacre de migrants sur une barrière terrestre suite à une intervention coordonnée du Maroc et de l'Espagne*. Nador: AMDH.
- El Kanabi, Mohamed Jaouadm. 2024. “Tragique vague migratoire de mineurs marocains vers l'Espagne.” *Hespress*, 13 March 2020. Retrieved from: <https://fr.hespress.com/356514-tragique-vague-migratoire-de-mineurs-marocains-vers-lespagne.html>
- Galli, Chiara. 2023. *Precarious Protections: Unaccompanied Minors Seeking Asylum in the United States*. University of California Press.
- 池北真帆 . 2019. 「VOX の反イスラム言説の論理と国民党への影響」『スペイン史研究』33: 15-28.
- 石灘早紀 . 2022. 「インフォーマル経済に対する人道的な規制と再周辺化——モロッコ・スペイン領セウタ間の「密輸」の事例から」『アジア経済』63(4): 33-60.
- . 2024. 『運び屋として生きる——モロッコ・スペイン領セウタの国家管理下の「密輸」』白水社 .
- 柄谷利恵子 . 2016. 『移動と生存——国境を越える人々の政治学』岩波書店 .
- Khachani, Mohamed. 2010. “La migration irrégulière au Maroc: Un état des lieux.” *Les cahiers du plan*, 29: 43-62.
- Khettou, Khadija. 2024. “Fnideq: Une centaine de mineurs défient les forces sécuritaires pour rejoindre Sebta.” *Hespress*, 26 August. 2024. <https://fr.hespress.com/383504-fnideq-une-centaine-de-mineurs-defient-les-forces-securitaires-pour-rejoindre-sebta.html>
- 小井土彰宏 . 2017. 「新興移民受入国のダイナミズム——なぜ 2000 年代を代表する移民国家となったのか」『移民受入の国際社会学——選別メカニズムの比較分析』名古屋大学出版会 .
- Lahrech, Wafae. 2022, “La migration des mineurs marocains non accompagnés ou séparés vers l'Espagne: Phénomène social aux retombées multiples.” *Revue droit et société*, 1(5): 134-148.
- Lemaizi, Salaheddine. 2019. “Migration irrégulière des Marocains: Au royaume des enfants disparus en mer.” Hicham Houdaïfa dir. *Migrations au Maroc: L'impasse ?* 144-157.
- Molinero-Gerbeau, Yoan. 2020. “La creciente dependencia de mano de obra migrante para tareas agrícolas en el centro global. Una perspectiva comparada.” *Estudios Geográficos*, 81(288) <https://doi.org/10.3989/estgeogr.202046.026> (= 2023, 上野貴彦訳「グローバルな「中核」での農業における移住労働への依存増大—米州・欧州・アジア太平洋地域の国際比較から」『都留文科大学研究紀要』97: 227-255.)
- 永田智成 . 2016. 「スペインにおける自治州国家制の導入とその効果」松尾秀哉・近藤康史・溝口修平・柳原克行編『連邦制の逆説？——効果的な統治制度か』ナカニシヤ出版 .
- . 2019. 「自治州国家体制の発展と医療制度」『新・世界の社会福祉 4 南欧』旬

報社 .

奈良詩織 . 2024. 「【フランス】 移民の管理及び統合の改善に関する法律」『外国の立法』
299(1): 2-3.

Papadopoulos, Ioannis. 2023. *The Criminalisation of Unaccompanied Minors: Voices from the Detention Process in Greece*. Bristol University Press.

Plann, Susan. 2023. *Coming of Age in Madrid: An Oral History of Unaccompanied Moroccan Migrant Minors*. Sussex University Press.

上野貴彦 . 2020a. 「スペイン間文化主義の分権的形成における制度的同型化とその『裏舞台』」『AGLOS』9: 65-89.

———. 2020b. 「スペイン：移住労働者と COVID-19——「エッセンシャルワーカーのジレンマ」のなかで」『世界の社会福祉年鑑 2020 〈2021 年度版〉』旬報社 .

Zoubeidi, Ali. 2023. “L’impact du COVID-19 sur la migration irrégulière à partir du Maroc.” Ángeles Cano Linares and Alberto Muro Castillo dirs. *Migraciones africanas con destino a la Unión Europea: Retos, prioridades y perspectivas en tiempos pandémico*. 125-134.

Received : September, 6, 2024

Accepted : October, 30, 2024